

松浦市こども計画

概要版(案)

●計画策定の趣旨

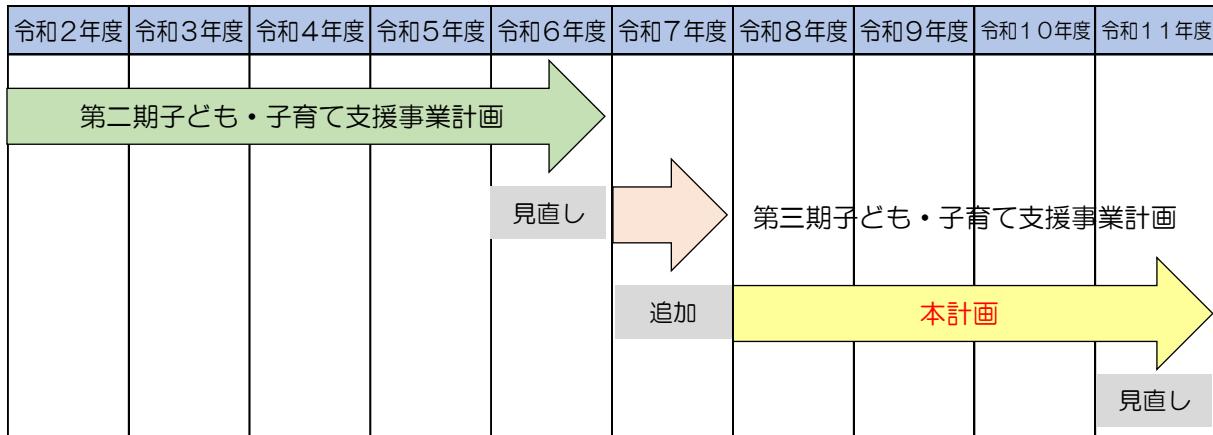
すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、こどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

本市では、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正、こども基本法の施行等、根拠となる法律や関連する法律の動向を踏まえ、子どもの健やかな成長と自立を支援する本市の実現を目指し、令和7年3月に「第三期松浦市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第三期計画」という。）を策定しましたが、国の「こども大綱」及び「長崎県子育て条例行動計画」を勘案したうえで、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、第三期計画に「子ども・若者計画」を加えた、本市の子ども・若者に関する総合的な計画として「松浦市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。なお、「子ども・子育て支援法」第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定する「市町村行動計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」を内包する計画として位置づけます。

●計画の期間

本計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。ただし、子ども・若者を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



基本理念

心通わせ、 子育て安心 たくましい 子どもが 育つまち

本市では、基本理念として「心通わせ、子育て安心　たくましい子どもが育つまち」を掲げ、「子どもの最善の利益」が実現され、安心して産み育ててできる社会を目指し、子育て支援施策に取り組んできました。

本計画においても、これまでの理念や子育て支援施策の方向性を継承しつつ、国「子どもまんなか社会」へ向けた動向、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状を踏まえ、子育て支援施策のより一層の充実を目指します。

基本目標1

【新規】

子ども・若者の権利を 主体とした環境づくり

子ども・若者の人権を尊重しつつ、子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、子ども・若者の今とこれからとの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。

(1) 【新規】子ども・若者の人権 を守る環境づくり

- 【新規】子ども・若者の権利の周知・啓発
- 【新規】人権教育の推進

(2) 【新規】子ども・若者の参画 機会の確保

- 【新規】子ども・若者が意見表明できる仕組みづくり
- 【新規】子ども議会の開催
- 【新規】まちづくり推進協議会への参加促進

基本目標2

子どもの健やかな 育ちを支える環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちの実現に向けて、妊娠期からの継続した関わりを通じて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを含めた母子保健対策を充実します。

(1) 母子保健の充実

- 母子保健推進員活動の充実
- 相談窓口の充実
- 乳幼児健診の充実
- 予防接種の周知・啓発
- 乳幼児相談の充実
- 5歳児健診の実施
- わくわくマタニティ教室
- ベビー用品貸出し事業

(2) 思春期保健の充実

- 性に関する正しい知識の普及・啓発
- 薬物に関する教育の充実
- 飲酒・喫煙防止の啓発

(3) 小児医療の推進

- 小児医療体制の確保
- 小児医療の情報提供

(4) 有害環境対策の推進

- ネット依存に対する研修会の開催
- (5) 交通安全対策の推進

- 安全点検の実施

基本目標3

困難を抱える 子どもの支援体制

ひとり親家庭や障がいのある子どもを養育している家庭など、困難を抱える子どもやその家庭に対して関係機関と連携して適切な支援を提供するとともに、児童虐待防止対策を充実して、すべての子どもに支援が行きわたるよう取組を進めます。

(1) 虐待防止など要支援児童対策

- こどもを守る地域ネットワークの充実
- 児童虐待防止対策の充実
- 【新規】ヤングケアラー支援の充実

(2) いじめや不登校への対応

- 研修会の開催
- 情報共有

(3) 障がいのある子どもと家庭への 支援

- 療育支援体制の充実
- 障害福祉施策の充実
- 保育施設及び学童保育の利用の推進
- 幼保小連携の強化
- 保護者同士の情報交換の場の提供

(4) ひとり親家庭等の自立支援

- 各種制度の周知
- 母子・父子自立支援員の活用促進
- ひとり親生活支援事業の推進

(5) 子どもの貧困対策の推進

- 幼保小連携の強化【再掲】
- 就学援助制度の実施
- 奨学金制度の実施
- ひとり親家庭等生活向上事業の推進
- 母子・父子自立支援員による支援
- 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給
- 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭等医療費の助成
- フードバンク事業による食料支援

基本目標4

子どもの成長を支える しくみの構築

子育て家庭の孤立を防ぎ、様々な相談窓口やサポートを強化するとともに、親と子がともにふれあいの中で育ち、子どもたちが描く未来へ成長していくよう、子どもの居場所づくりも含め地域と連携しながら取組を進めます。

(1) 子育ち・親育ちへの環境づくり

- 遊び場の充実
- 子育てに関する講座等の開催
- 絵本の読み聞かせ親子のふれあい事業
- 【新規】読書活動の推進
- 「木育」の推進

(2) 子育て相談、子ども支援ネットワークの構築

- 子育てに関する相談対応の充実
- 地域子育て支援ネットワークの構築
- 子育てに関する情報提供の充実
- 子育て広場の整備

(3) 子どもの居場所づくり

- 子どもの居場所づくり【追記】
- 学校施設の活用
- 児童館の活用【追記】

(4) 次代の親の育成

- 次代の親となるための教育啓発
- 乳幼児とのふれあい交流活動の推進

(5) 経済的支援

- 医療費の助成
- 保育料の完全無償化及び副食費の助成【変更】
- 【新規】学校給食費の助成
- 児童手当の支給
- 就学援助制度の実施【再掲】
- 奨学金制度の実施【再掲】
- 離島高校生就学支援制度の実施
- 定住促進住宅の家賃の減額
- 不妊治療費の助成
- 【新規】任意予防接種費の助成
- 各種手当制度に関する情報提供の充実
- その他の政策

基本目標5

仕事と子育てが両立できる 社会づくりの推進

誰もが安心して子どもを生み・育てる選択ができるよう、切れ目なく必要な支援を提供していきます。また、男女がともに支えあいながら子育てができるよう、男女共同参画の意識醸成を促進するとともに、仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう取組を進めます。

(1) 【新規】若者への相談支援

- 【新規】若者の就労支援の充実
- 【新規】再就職再雇用に対する支援
- 【新規】結婚希望者への支援
- 【新規】悩みや不安を抱える若者への相談体制の充実

(2) 仕事と子育ての両立支援

- 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
- 育児休業制度や短時間看護休暇制度の周知徹底と取得推進
- 再就職再雇用に対する支援【再掲】
- 【新規】保育料の完全無償化及び副食費の助成【再掲】

●子ども・子育て支援事業計画

保育所（園）・認定こども園から小・中学校へとつながる一体的な「子育て支援」の考え方のもと、子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児期における発達の段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保します。

- （1）教育・保育施設、地域型保育事業の推進
 - 1. 保育所（園）、2. 幼稚園、3. 認定こども園、
 - 4. 特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- （2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進
- （3）教育・保育等サービスの充実
 - 休日保育事業 ■ 障害児保育事業 ■ 保育所（園）・認定こども園の施設整備
- （4）地域子ども・子育て支援事業の充実
 - 1. 利用者支援事業、2. 地域子育て支援拠点事業、3. 妊婦健診、
 - 4. 乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）、5. 養育支援訪問事業、
 - 6. 子育て世帯訪問支援事業、7. 児童育成支援拠点事業、
 - 8. 親子関係形成支援事業、9. 子育て短期支援事業（ショートステイ）、
 - 10. 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）、
 - 11. 一時預かり事業（一時預かり／預かり保育）、12. 延長保育事業、
 - 13. 病後児保育事業、14. 産後ケア事業、
 - 15. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

●計画の推進体制

（1）推進体制の確立

本計画の推進は、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、福祉、教育、保健・医療、雇用など様々な分野での関わりが必要であるため、府内の関係部局、関係機関、住民団体等との連携・協働により、施策の進捗状況等を共有しながら取り組んでいきます。

（2）情報提供周知

子育て支援と合わせて、こども・若者が権利の主体であることを市内の多様な施設・サービス等の情報を広報誌及びパンフレット等の媒体、市のホームページ及びSNS等のインターネットを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

（3）県等との連携

専門性の高い施策等や市の区域を超えた広域的な対応が必要な施策等については、周辺市町や県と連携・調整を図りながら計画の推進に努めています。

●計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているのかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については市のホームページ等を通じて公表していきます。

長崎県松浦市子育て・こども課
〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地
電話：0956-72-1111 ファックス：0956-72-5241
<http://www.city-matsuura.jp/>